



飯田橋法律事務所 弁護士 中野 雅也

- 相続問題、遺産分割、遺留分、遺言 ■
- 中小企業（労働、契約、顧問弁護士） ■
- 債権回収・損害賠償などの民事裁判 ■

プロフィール

家族が法律問題に直面した経験から弁護士を志す。

前事務所では元裁判官（最高裁判所調査官経験者）の弁護士からマンツーマンの指導を受け、法律家としての基礎を習得する。

民事裁判等の紛争解決の見通しには定評がある。

2020年7月に飯田橋にて独立開業。

取扱業務

- 中小企業（労働、契約、顧問）
- 相続、遺産分割、遺言
- 民事訴訟（債権回収など）

連絡先

住所 〒162-0822
東京都新宿区下宮比町2-28
飯田橋ハイタウン317
事務所 飯田橋法律事務所
TEL 03-5946-8070
FAX 03-5946-8071

Email
nakano@iidabashi-law-office.com

ホームページ
<https://www.nakanobengoshi.com/>
「飯田橋 弁護士」
「飯田橋 法律事務所」で検索ください。

略歴

2005年3月 南山大学法学部法律学科
2008年3月 日本大学法科大学院（学費免除特待生（2年時））
2010年12月 弁護士登録、大江忠・田中豊法律事務所 入所
2020年7月 飯田橋法律事務所 開設

著作、著名な担当事件

「遺産分割実務マニュアル 第4版」（ぎょうせい、2021年出版予定）
(共著)

相続法改正を踏まえて遺産の管理方法等につき解説した。

「判例でみる音楽著作権訴訟の論点80講」（日本評論社、2019年）
(共著) 自身が代理人として活動した裁判例等につき解説した。

東京地判平成28年3月25日判時2322号122頁

著作権侵害請求、ライブハウス事件第一審。日本音楽著作権協会の代理人の一員として活動。東京地裁はライブハウス経営者に対して損害賠償を支払うよう命じた。

知財高判平成28年12月8日裁判所HP

著作権侵害請求、ライブハウス事件控訴審、「著作権判例百選（第6版）」（有斐閣、2019年3月）86事件に収録。

福岡高判平成28年4月25日判例秘書登載

県営「路木ダム」事業に係る公金支出差止等請求控訴事件、熊本県の代理人の一員として活動。福岡高裁は熊本地裁の住民勝訴判決を破棄した。

対外活動

一般社団法人全国銀行協会あつせん委員会事務局付き弁護士

（平成29年4月～現任）

3年間で70件程度の金融商品の販売等に関する事件につき法律及び事実関係の調査。銀行と顧客との間で生じた紛争解決に向けた活動をしている。